

ID: 103

担当部署: 福祉課

処分の概要	不正行為等による見舞金の返還		
例規名 根拠条項	柴田町災害見舞金支給条例 第6条		
例規番号	平成25年条例第2号		
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (見舞金の返還) 第6条 町長は、既に見舞金を受けた者が第4条各号のいずれかに該当すると認めるとき、偽り その他不正な行為により支給を受けたとき、又は支給されるべき見舞金の額を超えて支給 を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日